

出生届を提出されたかたへ

・次に該当されるかたは手続きを行ってください。詳細は各担当課へお尋ねください。

・印鑑が必要なものは、朱肉を使用するものをご使用ください。

項目	出生届後の手続き	窓口	必要なもの
<input type="checkbox"/> 児童手当 (※裏面の「児童手当請求について」をご覧ください)	○児童手当の申請をしてください ※原則、請求月の翌月分から支給されます。出生日の翌日から15日以内または出生月のうちに申請しないと児童手当を受給できない月が発生します ※出生日の翌日から15日目が休業日(土日、祝日及び年末年始の休業日)にあたる場合、翌営業日を15日目として申請を受け付けます	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各支所・連絡所・住民窓口	○年上のお子さまで現在児童手当を受給中の場合 ・印鑑 ○現在、児童手当の受給がない場合 本人が申請する場合 ・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・申請者および配偶者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・児童が別居している場合は児童のマイナンバー確認書類 ・印鑑 ・申請者名義の通帳 ・厚生年金等の加入者は健康保険証のコピーまたは年金加入証明書 ・課税証明書(原則不要ですが、情報連携により所得等の確認ができない場合には、別途提出をお願いすることがあります。) ※代理人が申請する場合は上記の書類に加え下記の書類が必要です ・委任状等の代理権の確認できる書類 ・代理人の本人確認書類 ※現在、児童手当の受給がない場合は、所得の高いかたが申請者になります
<input type="checkbox"/> 小児医療	○資格取得の手続きをしてください ※ひとり親家庭等医療は子育て政策課での手続きとなります	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各支所・連絡所・住民窓口	・お子さまの加入している(または加入予定の)健康保険証のコピー ・印鑑 ・課税証明書(原則不要ですが、情報連携により所得等の確認ができない場合には、別途提出をお願いすることがあります。) ・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類 ・申請者および配偶者のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)
<input type="checkbox"/> 国民健康保険加入者	○勤務先などの保険に加入していないかたは国民健康保険の加入手続きをしてください	2番窓口 保険課 【TEL0465-33-1845】 各支所・連絡所・住民窓口	・顔写真付きの官公署発行の本人確認書類(お持ちのかた) 後日手続きする場合 ・マイナンバーカードまたは通知カード(世帯主・お子さま) ・窓口に来られるかたの本人確認書類 ・印鑑 ※出生届の提出のみでは国民健康保険への加入手続きとはなりませんので必ず担当窓口へお越しください
<input type="checkbox"/> 保育所在園のお子さまがいる、または保育所入所申込みをされているかた	○届出事項変更届出書により出生を届け出てください	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	
<input type="checkbox"/> 市営住宅に住所をおくかた	○入居世帯員の変更の手続きがあります	5階 建築課 【TEL0465-33-1553】	・印鑑
<input type="checkbox"/> 井戸水を使用して公共下水道に接続しているかた	世帯人員数の変更の届け出が必要ですが手続きについてはお問い合わせください	5階 下水道総務課 【TEL0465-33-1616】	・印鑑

■お子さまの父母が障害年金を受給しているかた

項目	出生届後の手続き	窓口	必要なもの
<input type="checkbox"/> 障害厚生年金の受給者(1、2級のみ)	○年金額改定(子の加算)を請求できます。詳細は年金事務所へお問い合わせください	小田原年金事務所 【TEL0465-22-1391】	○年金事務所へお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 障害共済年金の受給者(1、2級のみ)	○年金額改定(子の加算)を請求できます。詳細は加入されていた共済組合へお問い合わせください	加入されていた共済組合	○加入されていた共済組合へお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 障害基礎年金のみの受給者	○年金額改定(子の加算)を請求できます。詳細はお問い合わせください ※障害厚生年金をあわせて受給されているかたは年金事務所へお問い合わせください	小田原年金事務所 【TEL0465-22-1391】 1A窓口 保険課国民年金係 【TEL0465-33-1867】	○お問い合わせください ※障害厚生年金をあわせて受給されているかたは年金事務所へお問い合わせください

■お子さまが外国籍のかた、父・母が特別永住者のかた

項目	出生届後の手続き	窓口	必要なもの
<input type="checkbox"/> 在留資格取得許可(生まれた子が外国籍のかた。※特別永住者を除く)	○在留資格の取得許可申請をしてください ※60日間を超えて日本に滞在しようとする場合、出生から30日以内に申請してください	住居地を管轄する地方入国管理官署 (住居地が神奈川県内のかたは東京入国管理局横浜支局【TEL045-769-1721】)	○地方入国管理官署または外国人在留総合インフォメーションセンター(0570-01-3904)へお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 特別永住許可(父母いずれかの在留資格が特別永住者のかた)	○特別永住許可の申請をしてください ※出生から60日以内に申請してください	3A窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】	・出生届記載事項証明書または出生届受理証明書 ・特別永住者である父または母の住民票の写し、もしくは特別永住者証明書 ・生まれた子の住民票の写し

裏面もご覧ください。

☐出生連絡票および低体重児届出票について【健康づくり課(保健センター内)TEL0465-47-0820】

- ・ご家庭に訪問して赤ちゃんとお母さんの相談をお受けします。
- ・また、赤ちゃんが2500g未満で生まれたときは母子保健法第18条に基づいて、その旨を届け出る義務があります。なるべく早くお出しください。

☐予防接種について【健康づくり課(保健センター内)TEL0465-47-0820】

- ・医療機関での接種となります。母子健康手帳をお持ちになって医療機関で接種を受けてください。

☐児童手当請求について【子育て政策課TEL0465-33-1453】

- ・平成24年4月から始まった制度です。
- ・0歳から中学校修了前のお子さま(15歳の誕生日を迎えた後最初の3月31日までの間にあるお子さま)の保護者に対して支給されます。

<手当月額>

3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前 (第1子、第2子)	10,000円
3歳以上小学校修了前 (第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

<所得制限>

- ・所得制限限度額を超えるかたは、手当が一律「5,000円」となります。
- ・詳しくは子育て政策課にお問い合わせください。

<支給月>

2～5月分：6月　6～9月分：10月　10～1月分：2月

- ・請求のあった月の翌月分から支給されますので、誕生日の翌日から15日以内または出生月のうちに届出をしてください。
- ・保護者が公務員の場合は、原則として職場での請求になります。ただし、印刷局などの独立行政法人職員、日本郵政グループ職員、日本年金機構・全国健康保険協会(旧社会保険庁)職員の場合は、市役所への請求が必要となります。

☐児童扶養手当(ひとり親の手当)請求について【子育て政策課TEL0465-33-1453】

- ・未婚のかたが、お子さまを出産された場合、児童扶養手当が支給されることがありますのでご相談ください。

☐小児医療について【子育て政策課TEL0465-33-1453】

- ・小児医療費助成は、お子さまが医療機関にかかったときに、保険診療で支払う医療費の自己負担額を助成する制度です。
- ※0歳から小学校就学前までのお子さまは全員が対象ですが、小学生以上のお子さまは所得の制限があります。

→通院、入院とも：0歳～中学校卒業まで

☐出産育児一時金について【保険課TEL0465-33-1845】

- ・国民健康保険の加入者で、医療機関等への直接支払い制度を利用されていないかたは保険課にお問い合わせください。

☐住民票コード通知について【戸籍住民課TEL0465-33-1386】

- ・届出後、数日で世帯主様あてにお子様の住民票コード通知票が郵送されます。

☐マイナンバーの通知カードについて【戸籍住民課TEL0465-33-1386】

- ・届出後、約3週間で世帯主様あてにお子様の通知カードが簡易書留により郵送されます。
- マイナンバーを至急確認する場合は、マイナンバーが記載された住民票をご請求ください。

※小田原市のホームページでも、さらに詳しくご案内しています。<http://www.city.odawara.kanagawa.jp>

支所：大窪支所、早川支所、豊川支所、上府中支所、下曾我支所、片浦支所、曾我支所
連絡所：中央連絡所
住民窓口：マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口